

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成31年1月11日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名 下高井戸駅周辺地区街づくり検討及び街づくり懇談会等運営支援業務委託

(2) 事業の目的

下高井戸駅周辺地区では、京王電鉄京王線（笹塚駅～仙川駅間）の連続立体交差事業を契機として駅周辺の街づくりへの機運が高まり、区は街づくり協議会から「地区街づくり計画の原案」の提案を受け、平成26年1月20日に「地区街づくり計画」を策定した。また、区では平成26年度より「下高井戸駅周辺街づくり懇談会」を開催し、住民及び関係権利者と「地区街づくり計画」の実現誘導に向けて、意見交換を行ってきた。その中で、地域住民は街が大きく変わる節目と認識しており、にぎわいのある商業環境の向上及び安心して住み続けられる街づくりの実現をめざして活動を進めている。現在、下高井戸駅周辺において4地区で共同化の勉強会が発足し、商店街振興組合では下高井戸駅周辺の全体構想案を作成している。

本業務委託では、これまでの街づくり懇談会、各勉強会及び商店街振興組合の取り組み内容を踏まえ、駅周辺の住民及び関係権利者を対象とした街づくり懇談会の運営支援等を行う。また、駅周辺の街づくりの課題を整理し、実現するための事業手法の検討を行うことを目的とする。

(3) 対象区域

下高井戸駅周辺（別紙1「対象区域図」参照）

(4) 業務内容

1) 街づくり誘導指針（案）のたたき台の作成

- ・たたき台及び関係者等協議資料の作成

2) 街づくり懇談会等運営支援

) 街づくり懇談会の開催（1回程度）

- ・街づくり懇談会の案内及び記録の発行、配布（100件程度）
- ・議事運営補助

) 配布資料及び議事録の作成

) 活動報告会の開催（1回程度）

- ・活動報告会の案内の版下作成
- ・展示資料作成及び開催補助
- ・配布資料及び議事録の作成

- 3) ヴァーチャルリアリティを活用した街づくりの検討支援
 - ・街づくりを検討するためのヴァーチャルリアリティ映像を作成する。
 - ・街づくり懇談会等において、必要に応じてヴァーチャルリアリティの操作を行う。
- 4) 街づくりニュースの版下作成(1回程度)

(5) 履行期間

契約日から街づくり懇談会終了予定の平成35年(2023年)3月下旬まで(単年度契約)

(6) 成果品

- 1) 業務報告書 7部
- 2) その他、区担当者から指示があった資料
- 3) 上記の電子データ(CD-R等)1枚

成果品の著作権は世田谷区に帰属するものとする。

電子データについては、最新のソフトでウイルスチェックを行い、本件名およびチェックした日付、使用したソフトをCD-Rに記載すること。

2. プロポーザルに参加できる者の資格

参加資格は、次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「都市計画・交通関係調査業務」を有すること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 平成26年度以降に、都内区市町又は東京都近郊政令指定都市において、共同建替えを見据えた関係権利者間の合意形成を図るためのコーディネート及びコンサルティング業務の受託実績があること。
- (7) 平成26年度以降に、都内区市町又は東京都近郊政令指定都市において、住民参加型の懇談会等運営の受託実績があること。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (9) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。

3. 審査項目

第一次審査（書類審査）

- (1) 企業実績
- (2) 予定技術者の業務実績
- (3) 特定テーマに対する提案
- (4) 資料作成能力
- (5) 業務実施体制
- (6) 工程計画

第二次審査（プレゼンテーション及び質疑審査）

- (1) 専門性と技術力
- (2) 取り組み姿勢
- (3) コミュニケーション力

4. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区北沢総合支所街づくり課（担当：岡部、岡）

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18（北沢タウンホール11階）

電話：03（5478）8031 FAX：03（5478）8019

E-mail：SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp

窓口受付時間（土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 説明書配布の期間、場所及び方法

1) 期間：平成31年1月11日（金）から平成31年1月25日（金）まで

2) 配布場所及び方法

上記（1）にて窓口配布

世田谷区ホームページよりダウンロード

[世田谷区トップページ](#) [くらしのガイド](#) [住まい・街づくり・交通](#)
[街づくり](#) [北沢総合支所管内の街づくり](#) に掲載

(3) 参加意思表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 期限：平成31年1月25日（金）午後5時まで（必着）

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

2) 場所：上記（1）

3) 方法：郵送又は持参

(4) 企画提案書等の提出日、提出場所及び方法

1) 期限：平成30年3月1日（金）午後5時まで（必着）

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

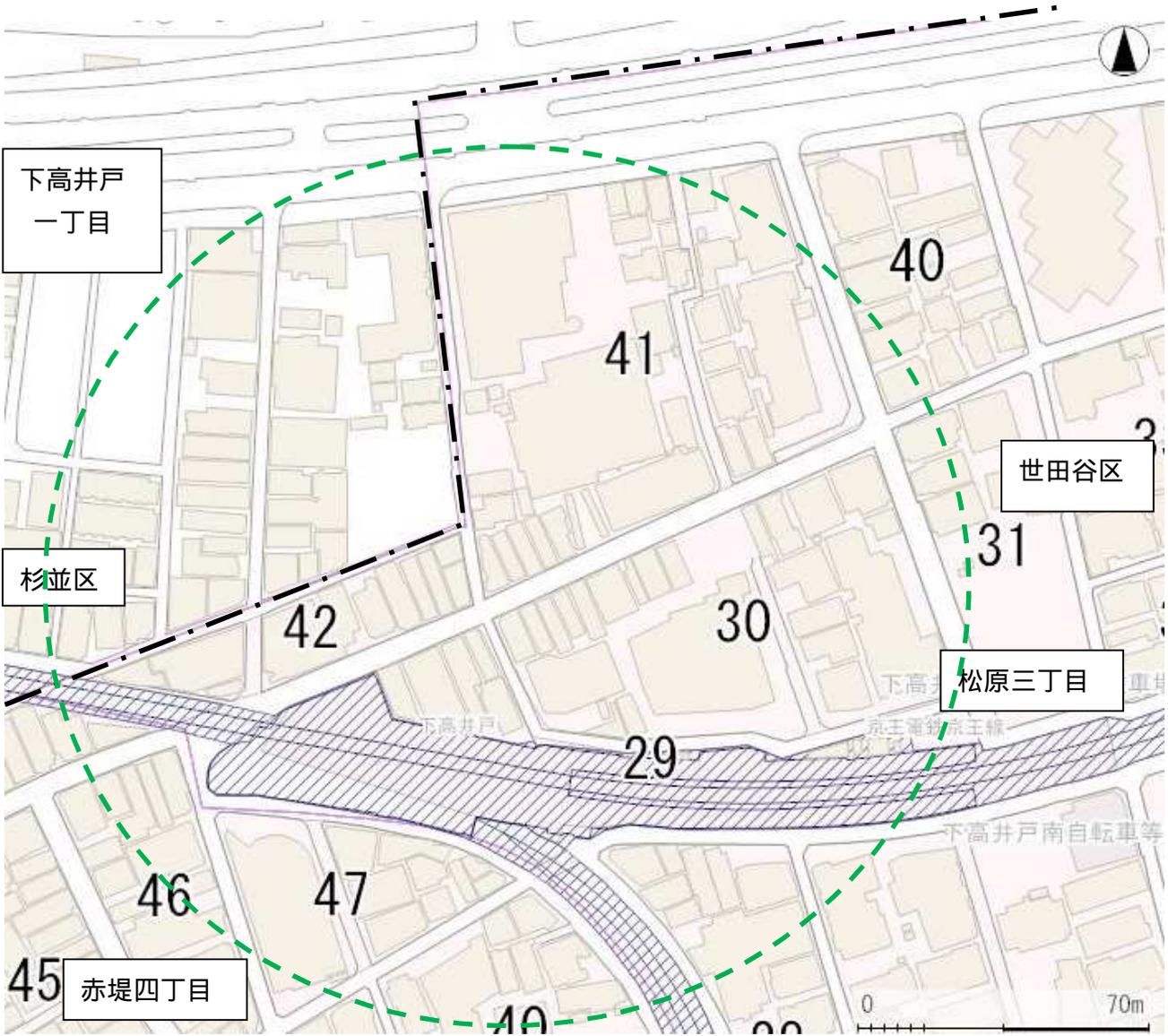
2) 場所：上記（1）

3) 方法：郵送又は持参

5 . その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、免除
- (3) 契約書作成の要否は、要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先と随意契約により締結する予定の有無は、有
- (5) 区は、この案件に参加する意思を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称提案書を特定した理由（審査結果等）を、公表することができるものとする。
- (6) 詳細は4 .(2) の説明による。

対象区域図



 対象区域